

令和4年度第1回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 議事概要

日時 令和4年5月27日（金） 午後2時00分～午後4時00分

場所 逗子市役所5階 第2・3会議室

出席者（敬称略）：14名

牛尾幸子、杉浦忠、小野口富士男、大石忠、佐藤宏子、黒崎信幸、関谷彩子、
斗舂もも子、木本幸子、山口悦子、伊藤伊豆男、横溝由佳、島貫宏、藤井寿成

***欠席**：石渡和実（アドバイザー）

事務局：障がい福祉課 雲林課長、栗原係長、山口主任、保川主事

会議の公開・傍聴人について 公開、傍聴人なし

- 内容**
- 1 開 会
 - 2 議 事
 - (1) 令和3年度の実績報告
 - (2) 逗子市障がい者福祉計画事業進行管理表及び個別計画総括進行管理表に係る意見聴取
 - (3) 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定に係る修正案について
 - (4) その他
 - 3 閉 会

配付資料

- 次第
- 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 名簿
- （資料1）逗子市障がい者福祉計画実績一覧（令和4年3月末現在）
- （資料2）個別計画進行管理総括表
- （資料3）事業進行管理表
- （資料4）事業進行管理表の意見提案の視点
- （資料5）評価ランクの基準
- （資料6）逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定に係る修正案

会議要旨

1. 開会

今年度最初の検討会のため、メンバーによる自己紹介を行った。

2. 議事

(1) 令和3年度の実績報告

事務局 資料1に基づき説明。

- ・ 障害児支援利用計画の作成数は、令和2年度に比べ大幅に増加しており、サービスの需要が高まっていると言える。
- ・ 車いすの貸出しについて令和2年度に比べ大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種での利用希望があったためと考えられる。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した令和2年度に比べて増加している。
- ・ 重度心身障がい者手当・心身障がい児手当の支給について、令和4年度から在宅障がい者福祉手当と名称を変更し、対象者や手当額等の見直しを図っており、次年度の報告では約800件増加する見込みである。
- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、障害児支援利用計画の作成数と同様に令和2年度に比べ、大幅に増加している。
- ・ 手話奉仕員養成講習会や要約筆記者養成講座は新型コロナウイルス感染症の影響で減少した令和2年度に比べて増加している。

藤井メンバー

- ・ 療育相談件数について、実人数は91名となっており、未就学児童が55名、学齢児童が36名となっている。未就学児童の特徴としては、未就園児の相談が増えている。学齢児童の特徴として、市立小中学校への巡回相談を増やした結果、教員からの相談も増えている。また、全体として、コロナ禍の影響により、HPを見て相談に至ったケースが増えている。

質疑応答

大石メンバー

- ・ 言語療法利用者数が令和3年度の見込に比べて実績が少ないが理由は何か。

藤井メンバー

- ・ 個別指導では構音指導という口の動きを用いた指導等を対面で行う必要があるため、緊急事態宣言やまん延防止措置の際は、相談者と調整して来所相談を控えたため。

大石メンバー

- ・ 身体障がい者の補装具について、最近は生活用具も含め、デジタル化の中で、パソコンやスマートフォンの活用が多くなってきている。補装具の支給件数にはデジタルデバイスも含まれているか。また、デジタル化について市としてどう捉えている

か。

事務局

- ・補装具については、障害者総合支援法に位置付けられているもの（車いすや補聴器など）が対象となっている。日常生活用具については、デジタルデバイスも対象となっている。例えば、視覚障害の方がメールやインターネットを使用する際の音声読み上げソフトなどパソコン関連のソフトなどの支給が挙げられる。デジタル技術の進歩に伴い、デジタル化の流れを汲んだ用具を揃えていければと考えている。

大石メンバー

- ・音声読み上げソフトなどデジタルデバイスは障がい者対策としても有効であるので、積極的に啓発してもらいたい。
- ・補聴器は身体障害者手帳がないと助成金が受給できないが、難聴の高齢者の中で身体障害者手帳の対象とならない方が多く、補聴器の助成対象とならない。しかしながら、認知症対策として有効であり、他の地域では補聴器の助成事業を行っているため、本市においても助成金制度の検討などをしてもらいたい。

事務局

- ・障がい者対策のデジタル化については県をはじめとして周知をしており、デジタルデバイスの使用が当たり前になるように市としても啓発をしてきたい。
- ・補聴器について、軽度・中等度難聴の児童に関しては言語獲得のために障害者総合支援法とは別の制度で数年前から運用されており、高齢者の方向けの補聴器の支援については高齢介護課で調査研究していると聞いている。

事務局

- ・本日欠席されているアドバイザーの石渡様からも次のとおり意見をいただいている。
 - －サービス等利用計画作成数が見込みに比べて下回っていることについて、原因分析・今後の対策検討の必要性がある。
 - －グループホームの家賃等助成金の対象者数が見込みを上回り、地域生活への実現への努力成果が見れる。
 - －「声の広報ずし」の別冊の発行について、今後も継続することが望ましい。
 - －児童発達支援や放課後等デイサービスについては順調に増加している。また、施設による虐待などの報道もある中、サービスの質の向上や個別ニーズへの対応について、行政と関係機関との連携の必要性がある。

(2) 逗子市障がい者福祉計画事業進行管理表及び個別計画総括進行管理表に係る意見聴取

事務局 資料4及び資料5に基づき意見提案の視点及び評価ランクの基準について説明。

事務局及び藤井メンバー 資料3に基づき各事業の進捗状況及び評価について説明。

<療育推進事業>

事務局

- ・本日欠席されているアドバイザーの石渡様から、施設による子どもへの虐待などが相次いでいる報道もあり、サービスの質の向上や個別ニーズ対応について、行政と事業者・利用者が連携して検討をしていく必要があるとのご意見をいただいている。

事務局

- ・療育推進事業における審議会・懇話会等の意見について、「事業進捗状況については目標を達成している。今後のセンターの取り組みとして、サービスの質をどう高めるか、個別のニーズにいかに対応するか、行政と事業者、利用者で連携して検討してもらいたい」としてよろしいか。また、審議会等が妥当と考える評価区分は市の事業評価と同様の(a)順調であるとしてよろしいか。
(異議なしのため、決定)

<民間障がい者福祉施設整備等促進事業>

木本メンバー

- ・市内のグループホーム新設の相談が進まなかった原因を教えてください。

事務局

- ・把握している事例としては3つあり、1つ目は想定した地域が急傾斜地あるいは土砂災害警戒区域であり、規制上の問題で建てるができなかったため。2つ目は物件の購入にあたり、融資が認められなかったため。3つ目は広域の地域で検討した結果、別の地域になってしまったため。

木本メンバー

- ・以前、消防法におけるスプリンクラー等ハード面の規制があり、予算上難しいという話があったと記憶しているが、それは解消されているのか。

事務局

- ・国及び県の補助金を活用し、市内の事業所については整備が完了している。現在受けている相談の中では、先ほど挙げた3つが主な理由となっている。

事務局

- ・本日欠席されているアドバイザーの石渡様から、他市の事例として、日中サービス支援型グループホームなどをうまく活用して地域移行を進めている事例もあり、逗子市独自の居住支援の展開を期待するとのご意見をいただいている。

木本メンバー

- ・日中サービス支援型グループホームの必要性については認識しているが、世話人が実務経験が十分でない場合などもあり、人材の確保がきちんとできているか不安があるが、市としてどう捉えているか。

事務局

- ・人材の確保について、事業所では経験者だけでなく、未経験の方も雇用されており、神奈川県や各事業所内においても研修会・勉強会の実施やOJT、基幹相談支援セ

ンターの活用をしていただくことで対応してもらっている。日中サービス支援型グループホームについては、逗子市としても必要性は認識しており、整備するには県が指定する手続きと同時に、神奈川県では自立支援協議会での説明、評価など独自の基準を検討しており、より良い支援を行っていくための手段を活用して進めていく。

事務局

- ・民間障がい者福祉施設整備等促進事業における審議会・懇話会等の意見について、「グループホーム設置数、利用者数の推移から順調に進捗していると言える。他市では日中サービス支援型グループホームなどを上手く活用し、施設や病院からの地域移行を進めている事例も報告されている。これまでの実績を踏まえ、今後も市民への障がい理解に関する理解啓発を継続すると同時に、事前の個別相談における事業者への情報提供に努め、居住支援について逗子市独自の進展を期待したい。」としてよろしいか。また、審議会等が妥当と考える評価区分は市の事業評価と同様の(a)順調であるとしてよろしいか。
(異議なしのため、決定)

<知的障がい者等雇用促進事業>

木本メンバー

- ・就労に繋がる障害福祉サービスとして、就労継続支援A・B型と就労移行支援の3つと認識している。就労移行支援等サービスの支給決定に係るアセスメントの結果を踏まえた目標となっているのか確認したい。就労移行支援は2年間のサービスだが、2年間で就労移行することが難しいケースも見受けられ、目標達成が困難となっていることについて、目標の見立ての問題なのか、就労移行支援の現状に課題があるのか判断が難しい。

事務局

- ・知的障がい者等雇用促進事業における新規対象者については、あくまで雇用報償金によるものである。就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数については、この事業の後に説明予定の就労等支援事業の進行管理表に記載されていて、11人となっている。雇用促進事業については、就労移行支援等サービスと関連しているが直結しているわけではない。

事務局

- ・知的障がい者等雇用促進事業における審議会・懇話会等の意見について、「令和元年度の緊急財政対策における制度改正の影響もあるため、実績として前年度を下回っており、目標に対する進捗状況としては芳しくないが、新規の対象者・事業所数の推移から雇用の促進が図れていないというわけではない。今後も雇用報償金の対象となる事業所等現場の意見を聴き、よこすか障害者就業・生活支援センター、相談

支援事業所等との連携や事業の周知に取り組みながら、市内での雇用拡大、就労後の定着に注力してもらいたい。」としてよろしいか。また、審議会等が妥当と考える評価区分は市の事業評価と同様の(b)概ね順調であるとみなせるとしてよろしいか。(異議なしのため、決定)

<就労等支援事業>

事務局

- ・本日欠席されているアドバイザーの石渡様から、一般企業等に就労した人の数が見込みを上回ったことは行政と関係機関の連携の成果と高く評価する。引続き連携を進めるとともに、就労後の職務や職位の向上など、「定着支援」のあり方についても検討していく必要があるとのご意見をいただいている。

小野ロメンバー

- ・就労移行支援を受けて就職した障がい者が知らない人しかいない新しい職場で仕事を継続していくことはメンタル的にも大変であり、企業としての教育も大事だが、顔なじみの人が訪問してくれることが非常に大きい。最初は学校の先生が来たりするが、段々と少なくなってしまうため、支援機関の人が定期的に来るなど、アフターフォローを継続していくことで安心して働くことができる。雇用報酬金の制度などについても企業が障がい者雇用及び定着に向けて、力を入れやすくなるため、重要である。そのため、就労等支援事業に関しては定着支援及びアフターフォローが非常に重要である。

事務局

- ・就労支援において、障がい者の適性を見極めて配置することも重要だが、定着はそれ以上に難しく重要性が増してきている。市においても昨年と今年6月に会計年度任用職員として障がいのある人を採用しており、定着について丁寧に対応していくため、生活相談員を配置するなど相談しやすいような体制を整えている。また、昨年12月に就労支援員を配置することができ、就労と定着の支援に力を入れている。

事務局

- ・就労等支援事業における審議会・懇話会等の意見について、「令和3年度実績はまだ出ていないが、令和2年度実績としては一般就労に移行した人数は目標を上回っており、行政と関係機関とが連携した結果と高く評価する。また、就職後に厳しい環境下で働き続ける人も多いと聞くことから、今後は定着支援のあり方についても検討していく必要がある。」としてよろしいか。また、審議会等が妥当と考える評価区分は市の事業評価と同様の(a)順調であるとしてよろしいか。(異議なしのため、決定)

<障がい者の住みよいまちづくり推進事業>

事務局

- ・本日欠席されているアドバイザーの石渡様から、新型コロナウイルス感染症の影響で「ふれあいフェスずし」などのイベントが中止になったことはやむをえないが、残念である。また、特別なイベントだけでなく、日常的なふれあいの中で理解を促進することが重要と考えるとのことをご意見をいただいている。

事務局

- ・障がい者の住みよいまちづくり推進事業における審議会・懇話会等の意見について、「コロナ禍で「ふれあいフェス in ずし」などのイベントが中止になったのはやむをえないが、やはり残念である。コロナ禍においても感染拡大防止の取り組みを行い、展示やオンラインなど対面とならない方法を活用するほか、特別なイベントだけでなく、日常的なふれあいの中で理解を促進することが重要である。」としてよろしいか。また、審議会等が妥当と考える評価区分は市の事業評価と同様の(a)順調であるとしてよろしいか。
(異議なしのため、決定)

事務局 資料2に基づき個別計画の総括コメント及び評価について説明。

事務局

- ・事業進行管理表の意見聴取の中でいただいた意見を要約した形でまとめて、アドバイザーの石渡様に確認の上、記載させていただく。

(3) 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定に係る修正案について

事務局及び藤井メンバー 資料6に基づき説明。

木本メンバー

- ・具体的施策①の「18歳までの子どもの発達段階に応じた継続的な支援を行う。」について、子どもを中心に考えられているかと思われるが、最近、普通学級に通う子どもがいる親自身に障がいのある人から相談を受ける中で、子育ての相談や親同士の出会いの場がなく、子育ての悩みを相談する場が欲しいという要望があるため、施策に盛り込むなど検討してもらえればと思う。
- ・具体的施策⑤の「地域生活支援拠点等の充実」の主な取り組みの中で、通所体験の推進とあるが、これは就労継続支援A・B型などの体験利用とはどう違うのか。また、障がいにより生活機能が低下した人たちが、地域に生活の拠点を移していく際に、市内事業所のみで体験の機会をつくるのは難しいため、地域生活支援拠点を市で実施するのであれば、市においても体験の機会をつくるサポートについて考えていただきたい。地域の事業所で枠がないからできないとするのではなく、市内で生活機能が落ちて、地域の一住民として安心して生活ができるということを目指して市とも協力して考えていければと思う。

事務局

- ・障がいのあるなしに関わらず、ご家族の子育ての相談は子育て支援課が所管しているため、障がいのある保護者の子育てについても、子育て支援課長である島貫メンバーを通じて今回のような意見があったということを共有し、連携しながら対応させていただく。
- ・就労継続支援A・B型などの通所体験については、具体的施策③にも記載されている就労等支援事業の中の一つの取り組みとして取り扱うと同時に、具体的施策⑤における地域生活支援拠点等の5つの機能のうちの一つとしても位置づけられているものとなる。地域に移行していく取組みの中で体験の機会は必要であり、現在、グループホームなども体験の機会について拠点等の機能として登録していただいている。また、今後の地域生活支援拠点等のあり方については、自立支援協議会で毎年の実績やニーズの検証などを踏まえて検討していくので、事業所登録等にもご協力いただきたい。

事務局

- ・逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定に係る修正案についてもアドバイザーの石渡様に内容を確認していただき、まとめさせていただく。

(4)その他

事務局 特になし。

3. 閉会